

令和7年度事業計画

1 自動車の安全運転管理に関する研修会、講習会等の開催

- (1) 安全運転中央研修所「安全運転管理者課程」(4日課程)に6人を入所させ、安全運転管理者として必要な知識と高度な技術を習得させることにより、職場及び地域における安全運転管理の中核となる指導員を育成する。

入所費等助成

(研修費)

中央研修所 157,000 円 × 6 人 = 942,000 円

- (2) 安全運転管理者選任事業所従業員を対象に、交通安全学習館を活用した参加・体験型の実践的研修への参加促進を図り、運転技能の向上と交通安全知識の習得に努める。

交通安全学習館研修助成

(研修費) 300 円 × 800 人 = 240,000 円

- (3) 各(地区)協議会における事業主会(オーナー会)の開催を促進し、事業主の安全運転管理に対する意識と理解を深め、事業所ぐるみの安全運転管理業務の効果的な推進を図る。

事業主会開催助成

(研修費) 250,000 円

- (4) エコドライブ研修として「クリーンセーフティ2025」を開催し、エコドライブ運転による実車体験等を通じて、エコドライブの意義、技術、効果等を理解、習得させるとともに、事業所におけるエコドライブの推進役として普及・促進を図る。

また、県警察等と連携し、「ドライブコンテスト」への支援及び普及拡大に努める。

「クリーンセーフティ2025」の開催(2回)

(研修費) 90,000 円

「ドライブコンテスト」の支援・普及拡大

(研修費) 10,000 円

- (5) 会長・事務局長会議など、協議会の運営等に携わる者が参集する行事のプログラムに「啓発・研修カリキュラム」を導入するなど、組織全体の交通安全思想の向上に努める。

講師等有識者招聘支援

(会議費) 30,000 円

2 所管業務の効率的な運用と自動車の安全運転管理に関する支援

- (1) 安全運転管理者選任事業所の管理体制や活動実態の把握に努め、所管業務の効率的な運用に資する。尚、本年度から安全運転管理者選任事業所の実態調査については、電子入力化（ペーパーレス）され、当協議会の業務委託の範囲から除外されるものの、安全運転管理者に対する教示等、新たな手続きの円滑化のための支援は継続する。

- (2) 安全運転管理者、事業主等が事業所における安全運転管理を推進する過程において参考となる資料、DVD、その他教育資材等の提供・斡旋・貸出しを行うとともに、選任事業所の要請に応じて、出前講座等を実施する。

安全運転管理者に係わる各種手続きなどを記載したパンフレットの配布
安全運転管理の普及啓発に係わる図書（人と車）の提供

(研修費) 10,000 円〔講習講師用〕

安全運転管理業務推進用教材（DVD）の購入

(資材費) 150,000 円

3 優良安全運転管理者等の賞揚

安全運転管理者等の功績を称えとともに、安全運転管理者の意識の高揚と効果的な管理業務の推進を図るため、優良安全運転管理者、優良協議会の表彰を行う。

また、他団体（全日本交通安全協会等）が行う表彰や、ドライブコンテストなど交通安全行事に係わる活動功労についても、各協議会と連携して積極的に上申する。

(表彰費)

・ 優良安全運転管理者 300,000 円

・ 優良協議会

本部長賞 10,000 円 × 6 協議会 = 60,000 円

〔各クラスから 2 協議会（1・2 位）を表彰〕

交通部長賞 5,000 円×3 協議会＝15,000 円

[各クラスから1 協議会（3 位）を表彰]

- ・その他の表彰（全国表彰、団体表彰等） 90,000 円
- ・その他表彰関連経費（丸筒代、記名代等） 75,000 円

4 交通安全思想の普及・啓蒙並びに交通事故防止に関する施策への協力

【会費事業】

- (1) 事業所の安全運転管理の向上と、地域における交通安全意識の高揚を図るため、「安全運転管理モデル事業所推進要領」を根拠とするモデル事業所を新規に指定し、既存の指定事業所とともに効果的な交通安全活動を推進する。

新規モデル事業所看板費（資材費） 330,000 円

- (2) 交通安全に関する月別活動重点（別紙）、各（地区）協議会の活動状況、交通事故の実態等を掲載した機関紙「安全運転管理者会報」を引き続き発行し、全会員事業所に送付（メール送信を含む）して安全運転管理の向上と交通安全意識の高揚を図る。

会報製作費（印刷製本費） 561,000 円

会報郵送・送信費（通信運搬費） 180,000 円

- (3) 安全運転管理者選任事業所における交通安全活動の充実・強化を図るため、各協議会が実施する研修会・講習会及び参加体験型の安全運転競技大会等の開催に対して助成を行うほか、各種交通安全活動に資する配布物などへの支援に努める。

研修会・講習会等への開催及び各種交通安全活動支援助成
（支払助成費） 380,000 円

- (4) 交通安全山口県対策協議会が年間運動として掲げる「おもてなし交通安全県民運動」「横断歩道ハンドサイン運動」、「反射材・ハイビーム活用促進運動」、「スピードダウン県民運動」及び当協議会が独自に推進している「エコ運転の普及・促進活動」を継続実施して交通事故防止活動に積極的に取り組む。

【公益事業】

交通安全山口県対策協議会が定めた交通安全活動実施計画等の推進に努め、春・秋の全国交通安全運動をはじめ、交通安全思想の普及・啓発、広報活動を推進するとともに、こ

これらの活動に対する支援・助成活動を行う。

尚、令和6年度をもって公益目的支出計画を財源とする予算（支出）がなくなるため、今年度からの公益事業は会費事業予算を活用した、以下の活動を行うこととする。

- | | | |
|---|---------|-----------|
| (1) 春・秋全国交通安全運動、夏及び年末年始における交通安全県民運動期間中におけるラジオスポット放送 | (広報啓発費) | 308,000 円 |
| (2) 春・秋全国交通安全運動に伴う広報活動等助成〔山口県警察〕 | (広報啓発費) | 41,000 円 |
| (3) 無事故・無違反コンテスト150協賛金〔交対協〕 | (広報啓発費) | 50,000 円 |
| (4) 「交通安全年間スローガン」製作費〔県安協〕 | (広報啓発費) | 31,000 円 |
| (5) 各交通安全運動等における各協議会が実施する広報啓発活動に対する助成 | (支払助成金) | 380,000 円 |
| (6) 「命のメッセージ展」開催に伴う協賛金〔グリーフサポート山口〕 | (支払助成金) | 20,000 円 |

5 山口県委託に係る安全運転管理者等に対する講習の実施

山口県からの委託により、安全運転管理者及び副安全運転管理者に対し、安全運転管理に必要な知識・技能等を習得・向上させることにより、適正な安全運転管理業務が推進されるよう道路交通法に基づく安全運転管理者等講習を実施する。

【講習の内容】

- ・自動車及び道路の交通に関する法令の知識
- ・自動車の安全な運転に必要な知識
- ・安全運転管理に必要な知識及び技能等